

# 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設） の指定申請等に関する手引き

（平成30年10月 西宮市法人指導課）

※この資料は、西宮市における特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）における指定（認可）・開始・更新・変更・廃止・休止及び指定の辞退等における手続き等に関する手引きです。なお、この手引きは平成30年度10月現在の制度等に基づき作成したものです。今後、変更の可能性のあることに留意してください。

## —目次—

<1>	認可申請 及び 指定申請等について.....	2
<2>	指定更新申請について.....	6
<3>	変更届等について.....	8
<4>	体制等届出の変更について（加算等の体制を変更する場合）.....	11
<5>	廃止・休止の届出について.....	11
<6>	指定辞退の届出について.....	11
<7>	手続き等に係る手数料について.....	12

## < 1 > 認可申請 及び 指定申請等について

### 1. 留意事項（根拠法・規定等）

特別養護老人ホームは、老人福祉法及び介護保険法に基づく施設です。「特別養護老人ホーム」は老人福祉法上の名称であり、介護保険法上は「指定介護老人福祉施設」と名付けられています。そのため、各法律に応じて2種類の事務手続き（「認可申請」・「指定申請」）が必要になります。

また、本市において特別養護老人ホームを創設するにあたっては、上記の手続きに先立ち、「西宮市社会福祉施設等の整備等に係る実施要領」（以下、「市要領」という。）に基づき事前協議を行っていただく必要があります。

### 2. 手続きの流れ

#### （1）市要領に基づく事前協議について

西宮市において特別養護老人ホームを創設しようとする場合、あらかじめ市要領に従い西宮市法人指導課と十分な事前協議を行っていただく必要があります。なお、事前協議の方法に関しては、市要領に記載していますので、そちらをご参照ください。

#### （2）老人福祉法に基づく認可申請 及び 介護保険法に基づく指定申請について

（1）の事前協議が完了した後、事業を開始する時期の30日前までに、老人福祉法に基づく「特別養護老人ホーム設置認可申請書」（様式第8号）、介護保険法に基づく「介護保険施設指定（許可）申請書」（第1号様式）の2種類の書類を提出していただく必要があります。なお、それに伴い必要な添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

#### （3）開始届について

事業開始後10日以内に、「老人ホーム事業開始届」（様式第9号）を提出していただく必要があります。

### 3-1. 提出時期等について

#### （1）提出時期：①市要領に基づく事前協議

→工事の基本設計の段階で（3）提出先と相談のうえ十分な期間を持って提出してください。

#### ②認可申請、指定申請

→事業開始時期の30日前まで

#### ③事業開始届

→事業開始後10日以内

#### （2）提出部数：①、②、③全て1部

#### （3）提出先：西宮市法人指導課 事業者指定チーム（本庁舎3階）

※上記の提出時期はすべて、補正にかかる期間を除きます。提出にあたってはその点に留意し、十分な期間を見込んで届出等を行ってください。

### 3-2. 提出書類について

(1) 市要領に基づく事前協議について

別添の市要領に定める「西宮市社会福祉施設等の整備等に係る実施要領に基づく事前協議申請書」及びそれに関する添付書類をご提出ください。

(2) 老人福祉法に基づく認可申請について

「特別養護老人ホーム設置認可申請書」(様式第8号)に、老人福祉法施行規則第3条に規定された事項(下記表参照)を記載してください。また、同事項の確認資料として、下記表のとおり必要な書類を添付してください。

No	規則上規定された項目	添付書類等
1	施設の名称、種類及び所在地	
2	施設の地理的状況	・位置図、付近見取図
3	建物の規模及び構造並びに設備の概要	・平面図、立面図 ・設備・備品等一覧表(参考様式1) ・施設の部屋別一覧(任意様式)
4	運営についての重要事項に関する規程(運営規程)	・運営規程 ※「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第7条または第34条に基づき作成された規程
5	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	・入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式2)
6	職員の勤務の体制及び勤務形態	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式3) (ユニット型の場合はユニット毎の配置が分かるように記載すること)
7	協力病院の名称及び診療科名ならびに当該協力病院との契約の内容	・契約書等、協力病院をさだめていることが分かる資料 (なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること)
8	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	・職員の定数及び職務内容(参考様式4) ・職員名簿(参考様式5) ・職員に関する書類の写し(全職員の履歴書、関係職員の資格書、就職承諾書等) ・嘱託医契約書の写し(嘱託医とする場合) ・調理業務委託契約書の写し(委託する場合)
9	事業開始の予定年月日	
10	定款その他の基本約款	・法人の定款、法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
11	資産の状況	・資産の状況(参考様式7) ・財産目録、貸借対照表等
12	土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類	・土地及び建物の登記簿謄本、土地及び建物の所有者との契約書等

(3) 介護保険法に基づく指定申請について

「介護保険施設指定（許可）申請書」（第1号様式）及び「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」（付表14）に、介護保険法施行規則第134条に規定された事項（下記表参照）について記載もしくは必要な書類を添付してください。

No	規則上規定された項目	添付書類等
1	施設の名称及び開設の場所	※「介護保険施設指定（許可）申請書」（第1号様式）及び「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」（付表14）に記載
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	
4	開設者の登記事項証明書又は条例等	・法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
5	特別養護老人ホームの認可証等の写し	・特別養護老人ホームの認可証等の写し
6	併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要	・併設する施設の概要（参考様式9） ・共用部分における利用計画（参考様式12）
7	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要	・設備・備品等一覧表（参考様式1） ・敷地付近見取図、平面図、立面図、写真 ・事業所の部屋別一覧表（任意様式）
8	入所者数の推定数	※付表14に記載
9	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	※付表14に記載
10	運営規程	・運営規程 ・重要事項説明書、利用契約書等
11	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式2）
12	従業者の勤務の体制及び勤務形態	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式3） ・資格証・経歴書・就職承諾書等
13	協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	・契約書等、協力病院をさだめていることが分かる資料 （なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること）

14	介護サービス費の請求に関する事項（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</li> <li>・重要事項説明書、料金表</li> </ul>
15	法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書（参考様式9-1-1）</li> </ul>
16	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員一覧（参考様式10）</li> <li>・介護支援専門員の資格証の写し</li> </ul>
17	その他指定に関し必要と認める事項	

※ 添付書類のうち、(2) 老人福祉法に基づく認可申請にて添付している書類に関しては、省略可。

（※1）介護給付費等体制等届出について

提出書類	様式
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-1、1-2

上記「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」については、体制等の届けをする場合、必ず提出が必要です。

申請様式等詳細については西宮市ホームページより「トップページ」⇒「事業者向け情報」⇒「介護保険サービス事業者関連情報」⇒「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」の順にホームページをご覧ください。

## < 2 > 指定更新申請について

### 1. 留意事項（根拠法・規定等）

平成 18 年の介護保険法の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の指定に 6 年間の有効期間が設けられました。事業者は有効期間が満了する前に、指定の更新を受けていただく必要があります。なお、指定が更新された場合は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して 6 年間に有効期間となります。

### 2. 手続きの流れ

指定の有効期間の満了日の 30 日前までに、介護保険法に基づく「介護保険施設指定（許可）更新申請書」（第 1 号の 2 様式）を提出していただく必要があります。なお、それに伴い必要な添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

#### 3-1. 提出時期等について（※補正にかかる期間を除く）

- (1) 提出時期：有効期間満了日の 30 日前まで
- (2) 提出部数：1 部
- (3) 提出先：西宮市法人指導課 事業者指定チーム（本庁舎 3 階）

#### 3-2. 提出書類について

「介護保険施設指定（許可）更新申請書」（第 1 号の 2 様式）及び「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」（付表 1 4）に、介護保険法施行規則第 134 条第 2 項に規定された事項（下記表参照）について記載もしくは必要な書類を添付してください。

なお、同条第 3 項に規定された事項については、指定更新以前に届け出ていた事項に変更がない場合、「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」にその旨を記載し、省略することができます。詳しくは下記表をご参照下さい。

No	規則上規定された項目	添付書類等
1	施設の名称及び開設の場所	※「介護保険施設指定（許可）更新申請書」（第 1 号の 2 様式）及び「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」（付表 1 4）に記載
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
3	現に受けている指定の有効期間満了日	
4	開設者の登記事項証明書又は条例等（※ 1）	・法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
5	特別養護老人ホームの認可証等の写し（※ 2）	・特別養護老人ホームの認可証等の写し

6	併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要(※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>併設する施設の概要(参考様式9)</li> <li>共用部分における利用計画(参考様式12)</li> </ul>
7	建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示したもの)並びに設備の概要(※4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・備品等一覧表(参考様式1)</li> <li>敷地付近見取図、平面図、立面図、写真</li> <li>事業所の部屋別一覧表(任意様式)</li> </ul>
8	入所者数の推定数	※付表14に記載
9	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	※付表14に記載
10	運営規程(※5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営規程</li> <li>重要事項説明書、利用契約書等</li> </ul>
11	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(※6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式2)</li> </ul>
12	従業者の勤務の体制及び勤務形態(※7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式3)</li> <li>資格証・経歴書・就職承諾書等</li> </ul>
13	協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(※8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書等、協力病院をさだめていることが分かる資料(なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること)</li> </ul>
14	介護サービス費の請求に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</li> <li>重要事項説明書、料金表</li> </ul>
15	法第86条第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書(参考様式9-1-1)</li> </ul>
16	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員一覧(参考様式10)</li> <li>介護支援専門員の資格証の写し</li> </ul>
17	その他指定に関し必要と認める事項	

(※1)～(※8) 指定更新以前に本市に届け出ていた体制に変更がない場合、「指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書」にその旨を記載し、省略することが出来ます。

## <3> 変更届等について

### 1. 留意事項（根拠法・規定等）

特別養護老人ホームは老人福祉法及び介護保険法（同法では「指定介護老人福祉施設」「指定地域密着型介護老人福祉施設」）に基づく施設です。そのため、各法律において2種類の事務手続きが必要になる場合があります。

また、本市において特別養護老人ホームの増床・増築・改築又は増改築など市要領に定められた事項を変更するにあたっては、上記の手続きに先立ち、市要領に基づき事前協議を行っていただく必要があります。

### 2. 手続きの流れ

#### (1) 市要領に基づく事前協議について

特別養護老人ホームを増床・増築・改築又は増改築しようとする場合、あらかじめ市要領に従い西宮市法人指導課と十分な事前協議を行っていただく必要があります。なお、事前協議の方法に関しては、市要領に記載していますので、そちらをご参照ください。

#### (2) 老人福祉法に基づく変更届等について

老人福祉法施行規則第4条に規定された事項（下記表）に変更があった場合は、変更後30日以内に「老人ホーム事業変更届」（様式第10号）を提出する必要があります。

また、入所定員増減その他、市長の認可を受けなければならない変更事項については、当該変更の30日前までに「老人ホーム入所定員減少・入所定員増加認可申請」（様式第11号）を提出し、認可を受けてから変更を行う必要があります。

なお、それに伴い必要な添付書類等に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。

#### <変更届が必要な事項～老人福祉法施行規則第4条に規定された事項>

1. 施設の名称及び所在地
2. 土地又は建物に係る権利関係
3. 建物の規模及び構造並びに設備の概要
4. 施設の運営の方針
5. 職員の定数及び職務の内容
6. 事業開始の予定年月日

#### <変更事項に関し認可が必要な事項～老人福祉法施行規則第5条に規定された事項>

1. 入所定員を減少し、又は入所定員を増加しようとする場合

#### (3) 介護保険法に基づく変更届について

介護保険法施行規則第135条に規定された事項（下記表）に変更があった場合は、老人福祉法に基づく変更届とは別に、変更後10日以内に介護保険法に基づく「変更届出書」（第3号様式）を提出する必要があります。

なお、提出書類に関しては「3-2. 提出書類について」をご参照ください。



<変更届が必要な事項～介護保険法施行規則第 135 条に規定された事項>

1. 施設の名称及び開設の場所
2. 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
3. 開設者の登記事項証明書又は条例等
4. 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要
5. 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
6. 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
7. 運営規程
8. 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条 において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（指定介護老人福祉施設基準第二十八条第二項（指定介護老人福祉施設基準第四十九条 において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
9. 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項
10. 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

**3-1. 提出時期等について（※補正にかかる期間を除く）**

(1) 提出時期：① 事前協議（必要な場合）

→工事を伴うものにあつては基本設計の段階で（3）提出先と相談のうえ十分な期間をもって提出してください。

② 老人福祉法上の「変更届」→変更時期の 30 日前まで

③ 老人福祉法上の認可が必要な事項→変更時期の 30 日前まで

④ 介護保険法上の「変更届」→変更後 10 日以内

(2) 提出部数：①、②、③、④全て 1 部

(3) 提出先：西宮市法人指導課 法人指導課（本庁舎 3 階）

**3-2. 提出書類について**

(1) 市要領に基づく事前協議について

市要領に定める「西宮市社会福祉施設等の整備等に係る実施要領に基づく事前協議申請書」及びそれに関する添付書類をご提出ください。

(2) 老人福祉法に基づく変更届および認可が必要な事項について

変更届が必要な事項については、「老人ホーム事業変更届」（様式第 10 号）に、変更事項（下記表）及びその内容を記載してください。また、同事項の確認資料として、下記表のとおり必要な書類を添付してください。

また、変更認可が必要な事項（入所定員の増減）については、「老人ホーム入所定員減少・入所定員増加認可申請書」（様式第 11 号）に、変更事項を記載した上で提出し、認可を受けてください。

No	規則上規定された変更項目	添付書類等
1	施設の名称及び所在地	議事録、変更理由書、土地及び建物の登記簿謄本、土地及び建物の所有者との契約書等、定款・条例の写し、平面図（新旧）、事業所写真（新旧）、運営規程（新旧）、使用許可証の写し
2	土地又は建物に係る権利関係	議事録、土地及び建物の登記簿謄本、土地及び建物の所有者との契約書等
3	建物の規模及び構造並びに設備の概要	平面図(新旧)、変更理由書、事業所写真（新旧）、施設の部屋別一覧表（任意様式）、設備・備品等一覧表（参考様式1）
4	施設の運営の方針	運営規程(新旧)、変更理由書
5	職員の定数及び職務の内容	運営規程(新旧)、職員の定数及び職務の内容（参考様式4）
6	事業開始の予定年月日	

※ 変更内容が明確に分かる資料を添付してください。

### (3) 介護保険法に基づく変更届について

「変更届出書」（第3号様式）に変更事項（下記表）及び内容について記載し、「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」（付表14）を添付して提出してください。また、変更事項に応じて下記表のとおり必要な書類を添付してください。

No	規則上規定された変更項目	添付書類等
1	施設の名称及び開設の場所	議事録、変更理由書、土地及び建物の登記簿謄本、土地及び建物の所有者との契約書等、定款・条例の写し、平面図（新旧）、事業所写真（新旧）、運営規定（新旧）、施設使用許可証の写し
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	議事録、法人登記簿謄本等、誓約書（参考様式9-1-1）
3	開設者の登記事項証明書又は条例等	・法人設立認可証の写し、法人登記簿謄本等
4	当該併設する施設の概要（併設する施設がある場合のみ）	併設する施設の概要（参考様式9）平面図(新旧)、変更理由書
5	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	平面図(新旧)、変更理由書、事業所写真（新旧）、施設の部屋別一覧表（任意様式）、設備・備品等一覧表（参考様式1）
6	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式3、管理者のみの記載で可）、誓約書（参考様式9-1-1）、管理者経歴書・資格証明書等
7	運営規程	運営規程(新旧)、変更理由書

8	協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容	契約書の写し等
9	介護サービス費の請求に関する事項	※介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ＜4＞体制等届出の変更について を参照して下さい。
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	介護支援専門員一覧（参考様式 10）、資格証の写し

※ 変更内容が明確に分かる資料を添付してください。

※ 添付書類のうち、(2) 老人福祉法に基づく変更届 における添付書類出と重複するものは、省略可。

#### ＜4＞ 体制等届出の変更について（加算等の体制を変更する場合）

既に「体制等届出」で届け出ている加算体制等が変更になる場合は、算定を開始する予定月の1日までに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な書類を、西宮市法人指導課へ1部提出してください。申請様式等詳細については、西宮市ホームページより「トップページ」⇒「介護保険（くらしの手続き）」⇒「介護保険サービス事業者情報」⇒「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」の順にホームページをご覧ください。

#### ＜5＞ 廃止・休止の届出について

特別養護老人ホームの廃止又は休止を行う場合は、当該行為の30日前までに、老人福祉法に基づく「老人ホーム廃止・休止認可申請書」（様式第11号）を西宮市法人指導課へ1部提出してください。なお、廃止又は休止する場合は、現にサービスを受けていた者に対する措置状況について、法人指導課の担当者へ詳細を説明してください。

#### ＜6＞ 指定辞退の届出について

介護老人福祉施設の指定を辞退する場合は、当該行為の1ヶ月前までに介護保険法に基づく「指定辞退届出書」（第5号様式）を西宮市法人指導課へ1部提出してください。

## <7> 手続き等に係る手数料について

西宮市で指定介護老人福祉施設の指定の申請等の手続きをしようとする際、手続きの種類によっては「西宮市手数料条例」に記載された手数料が必要になる場合があります。詳しくは以下の表をご覧ください。

手続きの種類	手数料	根拠規定
介護保険法第 86 条第 1 項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	30,000 円	西宮市手数料条例の別表第 1（第 2 条関係）の（169）
介護保険法第 86 条の 2 第 4 項において準用する同法第 86 条第 1 項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査	15,000 円	西宮市手数料条例の別表第 1（第 2 条関係）の（170）